都市文化研究　Studies in Urban Cultures
Vol. 20，3-17頁，2018

◇論　文◇

植民地期インドにおける都市参政権のはじまりとイギリス議会改革（1832年）[1)]

長　尾　明日香

◆要　旨

植民地期都市行政へのインド人の参加を初めて可能とした「インド治安判事・陪審員法」（1832年）の成立は，インドにおける地方自治制度の端緒を形成し現代に至る議会制の重要な基盤の一つを構築したという意味で，世界最大の民主主義国家といわれるインド民主主義にとって画期的な出来事であった。しかし，現在に至るまで，同法制定の経緯は明らかでない。本論は，イギリス議会において同法成立に尽力した議員の多くが，1828年にボンベイで起こった最高裁判事連続暗殺事件の被害者の関係者（「ボンベイ判事の友」）であったことを指摘し，この暗殺事件の強い影響を受けながら同法が成立したことを明らかにする。この暗殺事件は，当時の首相ウェリントンが長年とりたててきたマルコム州知事の関与の疑いが濃厚であり，トーリー党政権であるウェリントン政権にとり打撃であった。1829年1月以降，ウェリントンと立場を異にするウィッグ党員ヘンリー・ブルームなどの「ボンベイ判事の友」は，同暗殺事件の情報収集につとめつつ，議会において故判事の遺志の実現や，事件の事後処理的な法の成立，自身が長年推進してきた改革の実現等に尽力したが，加えて，同事件のイギリスにおける告発に貢献したボンベイのインド人住民や，同事件に強い関心を持つカルカッタのインド人住民の，各々の管区都市における大陪審員資格や治安判事資格を求める請願を下院に提出した。1831年総選挙におけるウィッグ党勝利および1832年6月の議会改革法成立を経た1832年8月に同法は成立したが，同暗殺事件の告発に貢献したボンベイのシェティア（インド人大ブローカー，貿易商，金融業者など地元有力者）層は，同事件を通じて「ボンベイ判事の友」との関係を形成・強化し，同法成立後，同法を基礎として指名されたインド人初の治安判事となり，ボンベイ市の運営に関わる権限を獲得した。この権限獲得こそが，後年の植民地期地方議会制発展の重要な基礎となる。

キーワード：インド地方自治，ボンベイ都市自治体，シェティア，イギリス議会改革（1832年），ヘンリー・ブルーム

（2017年9月1日論文受付，2017年11月10日採録決定　『都市文化研究』編集委員会）

はじめに

今後10年以内に世界最大の人口を擁すると目されるインドは，その巨大さ，民族構成の複雑さ，多言語，相対的な低所得等の多くの困難にも関わらず，1947年の独立以降，ほぼ一貫して民主主義体制を維持してきた。この強靭な民主主義体制の起源に関しては，インド在来の社会的伝統（パンチャーヤト等）を強調する見方，イギリス植民地時代からの制度的継承（憲法や州議会等）を強調する見方，さらに社会経済的構成の優位を指摘する見方等がある。

イギリス植民地時代からの制度的継承を強調する第二の見解のうち，19世紀前半から植民地政府主導で導入された都市自治体制度等，イギリス的地方自治制度の成果を強調する見方は，植民地期に大英帝国の公式見解となったが，インド独立後は逆に多くの批判を受けた。これらの批判は，植民地期インドの都市自治体の機能が限定的だったこと，官僚による介入の余地が大きかったこと，さらに都市自治体制度がインドの人々に愛されなかったこと等を指摘し，イギリス植民地支配がインド民主主

義の起源を形成したとする第二の見解の有効性に疑いを投げかけてきた[2]。

しかし歴史的な経緯に注目すると，インドにおいて地方自治制度を拡充し，最終的に議会制的なものへという長期的展望が，1820 年代という早期からイギリス政界の一部に存在し続け，様々な批判や反発にあいながらも，一部のインド人の支持や要求・参加に支えられながら綿々と受け継がれたことも確かである[3]。そのような継続性がなければ，インドの政治体制は現在の政治体制と異なるものになっていた可能性すらある[4]。

第三次アングロ・マラータ戦争（1818 年）により，イギリス東インド会社はインド亜大陸最大の軍事・政治勢力となり，その後 20 年間ほど，同社高官やイギリス政界のインド統治関係者の間で，インドの支配体制や植民地としての長期的展望に関し議論が活発化した。インドの在来諸制度を可能な限り維持する軍事的統治形態や，よりイギリス的な諸制度の導入を志向するものまで，多様な統治体制がイギリスとインドで検討された[5]。教育史において有名な「西洋教育＝東洋学論争」がこの時期に起こったのも，インド植民地支配のグランドデザインがこの時期に議論されたという状況の現れでもあった。

1830 年代ごろまでインド統治に関し複数案が併存する状態であったのが，次第に政治家や官僚の間の議論が収束へと向かい，先述のような，地方自治制度を緩やかに拡充し最終的に議会制的なものへという展望が有力となっていった背景に関し，近年新たな関心が向けられつつあるものの，いまだその分析は充分とはいえない。

本論は，上記のような長期的展望がイギリス政官界において次第に支配的となった背景の一つとして，1828 年にボンベイで起こった，州知事による最高裁判事連続暗殺事件（「ボンベイ事件」）の政治的重要性を指摘するものである。同事件の内容は衝撃的で，長年イギリス，インドにおいてタブーとされてきたように見えるが，カトリック解放（1829 年），イギリス議会改革（1832 年），東インド会社特許状改定（1833 年）等，重要な諸改革直前のイギリス政界に一定の衝撃を与え，インド統治政策にも多様な影響を与えた[6]。具体的には，本論において以下に述べるように，同事件は 1830 年 11 月のウィッグ党によるイギリス本国における政権復帰に多少なりとも影響した可能性があるとともに，ボンベイやカルカッタのインド人富裕層とチャールズ・W・W・ウィン[7]やヘンリー・ブルーム[8]等のウィッグ党員やウィッグ党に比較的近いトーリー党カニング派政治家[9]との関係を形成・強化し，結果として植民地期都市行政にインド人が参加する直接的な契機を形成した。

本論は，「ボンベイ事件」の内容自体よりも[10]，同事件がイギリス政界に与えた影響および，インド人が植民地都市行政へ参加を開始した経緯の解明を目的とする。史料としては主に，Lord William Bentinck Papers（［*WBP*］, Manuscripts and Special Collections, the University of Nottingham），Lord Ellenborough Papers（［*EP*］, the National Archives, Kew），John Malcolm Papers（the British Library, IOR Home Miscellaneous［HM］734）等の私文書および準公文書，公文書，イギリス議会議事録，同時代の新聞や出版物，二次文献を用いる。

Ⅰ．先行研究

イギリス型の植民地都市行政機関における予算審議や政策決定過程へのインド人の参画は，1832 年にイギリス議会で成立したインド治安判事・陪審員法[11]を端緒とする。18 世紀以降，インドの管区都市[12]の治安判事には，軽度の刑事裁判権だけでなく，都市環境維持や都市税の査定に関し様々な権限がイギリス法で付与されていた。上記インド治安判事・陪審員法は，インド人を治安判事として任命することを可能とするものであり，同法成立後，インド人が治安判事として管区都市行政に参加し始めた。同法制定の際，著名なインド民族運動家ラムモーハン・ロイ[13]が請願等に関わったことから，歴史研究において同法は知られていたが，都市自治体制度の形成やインド人参政権拡大との関係から同法の重要性が強調されるようになってきたのは比較的最近である。

政治史的観点からの同法への関心の希薄さは，都市自治体史や植民地期政治史において近年まで同法への言及が少なかったことに端的に反映されている。例えば，R・P・マサーニーの『ボンベイ地方自治史』，H・ティンカーの『インド，パキスタン，ビルマ地方自治史』，C・ドビンの『インド西部における都市指導者層』，S・R・マヘロートラの『インド国民会議派の誕生』等は，同法に言及していない[14]。

このような研究の希薄さゆえ，同法成立の背景・経緯はいまだ十分に解明されていない。加えて，少ないながら存在するインド治安判事・陪審員法に関する研究も，いまだその分析が十分とは言えない。

かつて J・C・マッセロスは，同法案審議に向けボンベイのインド人富裕層が下院に宛て 1829 年に行った請願の背景について，彼らがボンベイを故郷と思うようになり，その運営に参加したくなったためだと述べたが[15]，これは，同請願がイギリス議会で受け入れられ，同法が成立した背景を明らかにするものではない。

C・J・ホーズは，同法の基礎となった 1826 年インド陪審員法成立に向けた請願運動を行い，それにより前者の法の成立にも間接的に貢献したカルカッタのユーラシアン・コミュニティーの 19 世紀前半における政治運動

の内容とその背景を明らかにした[16]。しかし，彼は前者の法にはあまり触れていない。

ラムモーハン・ロイの伝記的研究は同法成立における彼の貢献を研究対象としてきたが，この分野における研究の大多数は，同法による陪審員資格拡大という司法制度改革としての側面だけに注目しており，同法が陪審員資格だけでなく治安判事資格を拡大した背景を説明できておらず，同法がインド人による植民地都市行政への参加の始まりであったことに言及していない[17]。

L・ザストウピルが近年，セイロンに現地人陪審員制度を導入したアレクサンダー・ジョンストン判事が，陪審員制度は「自由主義的な政治形態」にインド人を慣れさせると主張したことに言及したのは，同法の政治史上の意義を示唆した点で画期的であった[18]。しかし当時イギリス政界において，イギリス的政治・行政・司法制度にインド人を徐々に参加させるという方向性にコンセンサスがなかったことを考えると，いまだ同法成立の背景・経緯は充分に明らかにされていないといえよう。

本論は同法成立の重要な背景の一つとして，1828 年「ボンベイ事件」を指摘するものである。「ボンベイ事件」に関する先行研究としては，F・D・ドレウィットによる 1907 年の研究があるほか[19]，王立裁判所と東インド会社政府との間の対立における一事件として扱う研究がある[20]。後者の多くは比較的短い分析であるが，近年研究が活発化しており，2016 年に稲垣春樹がロンドン大学キングス・カレッジにこの問題に焦点を当てた博士論文を提出したほか[21]，長尾も稲垣の研究に気付かぬ状態で同年 3 月にワーキングペーパー 3 編を執筆した[22]。

ドレウィットを除く先行研究は全て，基本的にこの事件を，内陸（*mofussil*）[23] における最高裁の非常司法権（extraordinary jurisdiction）の有無をめぐる，最高裁と州政府との対立としてとらえる傾向がある。特に短い論考では，3 名の最高裁判事の内，この事件を生き残ったJ・P・グラント判事による人身保護令状（habeas corpus）発行に焦点を当てるものが多い。またこれらの研究は，1828 年 8 月と 10 月に連続死した最高裁判事の死因について言及を避けるか，もしくは病死としている。最高裁判事の死因が他殺であったという認識が当時インド，イギリス双方において支配的であったという点を先行研究が明記しなかったことで，この事件のイギリス政界への影響が過小評価される結果につながっているというのが本論の主張の一つである。

先行研究と本論との間の最大の違いは，本論が先述の私文書，準公文書の内容をより重視し，「ボンベイ事件」が当時，非常に悲惨な連続殺人事件としてボンベイやカルカッタ，イギリス政界の一部で認識されていたという点から出発し，その結果としてボンベイ，カルカッタのインド人富裕層と，主にウィッグ党員とトーリー党カニング派で構成されるボンベイ最高裁判事の友人・知人議員（「ボンベイ判事の友」）[24] との関係が生じ，それが上記の「インド治安判事・陪審員法」成立の背景，長期的にはインド民主主義体制形成の一布石となったと主張する点である。

Ⅱ.「ボンベイ事件（1828 年）」

「ボンベイ事件」は，先行研究においては「ボンベイ最高裁と州政府との対立」事件として言及されることが多い。

植民地期インドにおける最高裁の起源は，1773 年のノースのインド規制法に遡る。1757 年のプラッシーの会戦等で，インドにおける領土を大幅に拡大したイギリス東インド会社は，当初，短期的視点に立った収奪的活動に走りやすく，ベンガル人口の三分の一から半分が失われたという 1770 年代初頭の大飢饉等を受け，イギリスではその活動を規制しようという動きが高まった。その際，インド総督や州知事の行動を監視し，制約する目的で参事制度が強化されたが，同時に，イギリス人によるインド人への圧政を防ぐという名目で，イングランドにおける王座裁判所と機能の近い「カルカッタ最高裁判所」が設立された。ボンベイにおいても 1798 年に「ボンベイ登録官裁判所」が設立され，初代登録官として，『ガリアの擁護』（1791 年）の著者として有名なジェームズ・マッキントッシュ[25] が就任した。「ボンベイ登録官裁判所」は 1823 年に機能や人員が拡充され，「ボンベイ最高裁判所」となった。

これら最高裁判所と登録官裁判所を一括して総称する「王立裁判所」[26] はイギリス内閣が裁判官を指名する，東インド会社から独立した組織であっただけでなく，その司法権の規定があいまいであったため，東インド会社政府と頻繁に対立した。

1823 年にボンベイ登録官に就任した，ウィッグ党貴族系出身のエドワード・ウエスト判事[27] は，その独立的気性等から，当時の州知事エルフィンストン[28] を含め，多くの人々と対立したといわれている。一方，裁判所職員の過剰な手数料徴収に対し毅然と処分を行い，東インド会社を相手に訴訟を行うインド人の訴えを認めるなど，ボンベイのインド人住民から一定の評価を得ていた。

しかし，三度のアングロ・マラータ戦争で領土や実権の大部分を失った旧マラータ勢力が，東インド会社と結んだ諸契約の改訂を期待して最高裁にアクセスを図るようになると，それを危険視する見方が一部で高まった。1827 年 11 月にエルフィンストンの後任としてボンベイ州知事に就任したマルコム[29] は，そのようなインド諸

勢力に対し州政府と最高裁との間の上下関係を見せつけ，また最高裁司法権を制限する議論をイギリス本国で進展させるため，1828 年 8 月から 10 月にかけ，最高裁の 3 名の判事のうち，ウエスト主任判事とチャールズ・チャンバース判事[30]を連続して毒殺するという強硬な手段に出た[31]。これが本論において「ボンベイ事件」と呼ぶものである。

一人残されたＪ・Ｐ・グラント判事[32]は抗議運動を展開し，またボンベイのインド人大ブローカー，貿易商，金融業者（シェティア）らインド人住民が，「ウエスト記念奨学金」設立の表明（1828 年 10 月 1 日）[33]，州知事を介した請願提出（1829 年 4 月）[34]，グラントの送別会の開催（1830 年 9 月）[35]，グラントのインド国内における判事としての再就職を求めるイギリス王への請願（1830 年 12 月），イギリス下院への請願（1831 年 1 月）等の一連の実質的な政治運動を行った。王に対する請願は，マッキントッシュの友人であるホランド男爵[36]を通じウィリアム四世に渡り[37]，下院に対する請願は 1831 年 9 月 1 日にジョセフ・ヒューム[38]が読み上げた[39]。

しかし最高裁の司法権という点に限れば，1833 年東インド会社特許状において同司法権が大幅に削減される結果となった。「ボンベイ事件」の実質的な首謀者であったマルコムは 1830 年 12 月までボンベイ州知事を務め，公的に処罰されることのないまま 1833 年にイギリスで死去した[40]。

Ⅲ．ボンベイ事件とイギリス政界を結ぶ人脈

マルコムに対する公的な処罰の欠如もしくは最高裁司法権の問題だけを見ると，最高裁側もしくは抗議運動側の完敗に見えるこの事件だが，この事件はその後のイギリス政界に重要な影響を与えた。その背景の一つは，当該事件のボンベイ最高裁側の関係者の多くが，イギリス議会議員や有力政治家系と強固な関係を有していたことにあった。

例えば事件において死去したウエスト主任判事は，ウィッグ党貴族グレンヴィル家と姻戚関係にある家系出身だった。彼は 1822 年 1 月にインド監督局長官となったグレンヴィル家のウィンのつてで同年ボンベイ登録官裁判所判事に就任した。ウィンは，同家を中心とした政治グループを下院において率いる有力政治家だったが，彼がインド監督局長官としてボンベイの状況に通じ，またウエストとも頻繁に交信していたことは，この事件が中央政界で「遠方で起こった情報の錯綜する出来事」で終わらない重要な要因となった。

また，マッキントッシュがボンベイ登録官裁判所で 1803 年から 8 年間勤務していたことは，ボンベイの状況や，抗議行動を展開するボンベイ住民の信頼度をイギリス政界に伝えるのに重要な役割を果たした。マッキントッシュは長年のウィッグ主義者であり，社交能力に優れ，自由主義的傾向のある政治家の間に多くの友人がいた。

ウエストはまた，当時のウィッグ党のスター政治家，ブルームの知己だった。二人が特別親しい関係だったことを示す情報はないが，政治経済学者としても知られたウエストが最初に執筆した地税論に関するパンフレットを，匿名で出版するよう助言したのがブルームだったという[41]。またウエストがボンベイで法廷弁護士と対立した際には，下院における議論にチャールズ・フォーブス[42]やマッキントッシュとともにブルームも参加した[43]。

ウエストの次に死去したチャンバース判事はロバート・グラント[44]の「親しい友人」だった[45]。 また一人生き残り，抗議運動を展開したＪ・Ｐ・グラントは，ボンベイに来る前はウィッグ党の政治家であり，ウィッグ党貴族ラッセル家の政治的地盤の一つであるタヴィストック選挙区の代議士を務めたこともあった。当時ウィッグ党の新世代のリーダーとして頭角を現しつつあったジョン・ラッセル卿[46]とも知己であった。

さらに，当時インド総督で，この事件に関し公信，私信，会話等を通じて膨大な情報を得ていたウィリアム・ベンティンク卿[47]は，ウィッグ党とも関係の深いポートランド公爵家の二男だった。ベンティンクはこの事件に関しマルコムを明確に批判し[48]，最高裁判事二人の急死後ボンベイで困難な状況に陥り，本国の決定に従ってカルカッタに移動したＪ・Ｐ・グラントを助けた他[49]，ボンベイ最高裁に対するマルコムの強硬措置に支持を表明したエレンボロー卿[50]（当時インド監督局長官）のマルコム宛ての私信[51]がカルカッタの新聞にリークされ，スキャンダルとして騒ぎになった際に厳しい情報統制を行わなかった。ベンティンクは本国では「急進派」として知られていたが，高度な政治の場において彼が本国に送った情報は信頼された。

ボンベイのシェティア層もイギリス政界に人脈を有していた。1810 年代初頭までボンベイで主に中国貿易に従事し，インド人のブローカーや商人層と親しく交流していたスコットランド商人フォーブスは，帰国後はトーリー党から出馬して下院議員となり，管区都市在住非キリスト教徒インド人への大陪審資格拡大などに尽力していた。またフォーブスの縁戚であり，彼と同様，ボンベイで中国貿易に携わった後に下院議員となったジョン・スチュワート[52]のボンベイの邸宅でウエスト夫妻がボンベイ到着後最初の半年間を過ごすなど，フォーブス家は判事と直接の関係もあった[53]。またフォーブス家の人々にとっては，ボンベイにいたジョージ・フォーブス

がウエスト死去直前に急死し，ボンベイ事件との関係が疑われたことも重要だった可能性がある[54]。

Ⅳ．ボンベイ事件の第一報が届いてから 1829 年末までのイギリス政界

エレンボローの政治日誌によれば，エレンボローが非公式的な形でウエスト主任判事死去（1828 年 8 月 15 日）を最初に知ったのは 1829 年 1 月 2 日のことであった[55]。同日エレンボローはウェリントンに同情報を伝えた[56]。チャンバース判事（1828 年 10 月 13 日死去）の訃報がエレンボローのもとに届いたのは 1 月 28 日であった[57]。1 月 24 日には，グラント判事がボンベイ市外に人身保護令状を発行（1828 年 8 月 30 日）することが「国家的危機」をもたらしうると書きたてたボンベイ州政府の公式文書が東インド会社本部に到着した[58]。

このようにボンベイ事件関連の情報は 1829 年 1 月以降，少しずつロンドンに届いたようであるが，ボンベイで実際に起こった出来事について関係者が，インドからの報告や私信，帰国者の話等を通じ，十分な情報を入手し終えるまで，相当な月数がかかった。

最終的にこの事件は，イギリス政界に重要な影響を与えた。もっとも，先行研究は，この事件のイギリス政界への影響を検討していないか，もしくはあまり影響がなかったとする[59]。しかし，同時代の政治関係者は必ずしもそのように予想していなかった。参考となるものの一つが，ベンティンクが 1828 年 10 月 12 日にマルコム宛の私信の中で示した「予測」である。

この私信は，マルコムがベンティンクに宛て 9 月 10 日と 13 日に記した私信[60]への返信として書かれたものである。マルコムは同年 8 月にウエスト主任判事を暗殺した後，最高裁司法権を制限する法の制定をイギリスで促進する目的で，グラント判事によるボンベイ市外への人身保護令状発行を騒動にする準備を進めていた。9 月の私信の主な内容は，グラント判事による人身保護令状発行の問題点の指摘であったが，「闘争」という語が用いられ，また内容も不審な点が多かった。インド総督であるベンティンクのもとには情報が集まり始めており，ウエスト主任判事死去におけるマルコムの関与について，ベンティンクは確信を持っていたようである。

10 月 12 日付の書簡においてベンティンクは，まずウエスト主任判事とマルコムとの間に個人的な諍いがあったと想定し，事前に相談してくれればよかったと述べたのち，結果としてマルコムを長年とりたててきたウェリントン首相[61]が「膨大な量の偏見」にさらされるだろうと予測している。これは，ボンベイ州知事によるボンベイ最高裁判事暗殺のような出来事は，内閣の指示の存在の可能性も含め，様々な政治的噂を不可避的に生むだろうという指摘である。しかしベンティンクの予想では，もしウェリントンが「最初に動揺」しなければ，ジョージ四世の治世が続く限り，ウェリントンが首相に留任する可能性があるとする。ただし政権維持のためウェリントンは「大いなる節約と緊縮，植民地政府の改革」のような政治的譲歩を行うだろう，というのがベンティンクがマルコムに対し披露した予測である[62]。

先節で挙げた諸議員（「ボンベイ判事の友」）の 1829-30 年の行動を見てゆくと，ベンティンクの予測が相当程度的を得ていたことがわかる。この間，「ボンベイ判事の友」は，この事件の存在をにおわせたり，部分的に言及したりする一方，亡くなった判事や自身が長年進めてきた改革を推進したり，事件の事後処理的な施策を推し進めたり，同事件へのイギリスの対処に注目していたインド人のイギリス議会への請願を取り上げたり，さらには自身の政治的目的のためにこの事件を「政治的資源」として用いようとしたりしている。全体としてこの時期は，「ボンベイ判事の友」が長年主張していた諸改革が進展した時期となった。

「ボンベイ判事の友」の動きが強く示唆されるのは，インドからボンベイ事件の第一報がロンドンに届いた直後の 1829 年 2 月 5 日に，ボンベイ富裕住民による「ウエスト奨学金」設立の辞が，*The Times*，*Morning Chronicle*，*London Evening Standard* の三紙に一斉にほぼ全文掲載されたことである[63]。この辞はその後，リベラル系を中心にイギリス各地の新聞に再掲された[64]。たしかに，ウエストとボンベイ州政府や同州のイギリス人との「対立」に関しては，1823 年以降，東インド会社の半機関紙 *The Asiatic Journal* と，ジェームズ・シルク・バッキンガム[65]が出版するアジア情報誌 *The Oriental Herald*［*OH*］が繰り返し報道しており，また 1827 年にボンベイ最高裁がボンベイ州出版ライセンス条例の登録を拒否したことは一部イギリス日刊紙でも報道されていた[66]。しかし，判事死去の第 1 報がロンドンのジャーナリズムに届いて 1 週間程度のうちに，このようなインド人の辞が大々的に報道された背景には，何らかの情報提供があったと考えるのが自然であろう。ちなみにこの時期の *The Times* 編集者はブルームと関係が深かったことで知られる[67]。

「ボンベイ判事の友」の大多数は，アイルランドの多数派であるカトリック教徒にイギリス議会議員資格を認める「カトリック解放」を長年主張してきた。ボンベイ事件の第一報がロンドンに届いた時期は，ちょうどウェリントン政権が「カトリック解放」に関し，ロバート・ピール[68]やジョージ四世の説得に成功し[69]，同年 4 月の「カトリック解放法」成立に向け意志を固めた時期と重なる。この二つの出来事に関連性が存在するかは未だ

不明であるが[70]，結果的にカトリック解放法成立は「ボンベイ判事の友」を満足させ，年末ごろまでボンベイ事件に関し彼らが政権追及をあまり行わなかった原因となった一方，トーリー党右派の一部がウェリントン政権に反発する原因ともなり，主にウィッグ党員やカニング派で構成される「ボンベイ判事の友」の議会活動をより容易にした。

1829 年に「ボンベイ判事の友」がボンベイ事件について全く言及しなかった（ほのめかさなかった）わけではない。例えば *The Edinburgh Review* の 3 月号にブルームは，1825 年にフランスで暗殺されたポール・ルイ・クリエの書評を執筆しているが，これをボンベイ事件のほのめかしと見ることは必ずしも不適切ではないだろう[71]。

またカトリック解放法成立後，比較的間もない 5 月 4 日，ブルームとマッキントッシュは下院で，ボンベイ事件に関する政府の調査状況を質している。その中でブルームは，「ボンベイ州知事による最高裁の活動に対する介入」に関し，議会への早急な説明を政府に求めたが，当時の内務大臣ピールは「調査中」と回答し，ブルームやマッキントッシュはその回答を受け入れた[72]。

当時，汽船導入前でモンスーンの影響を強く受けていた英印間の交通は，時期によっては片道に半年かかることも珍しくなかった。1829 年は，「ボンベイ判事の友」が，カトリック解放法を成立させたウェリントン政権に敬意を表した時期であっただけでなく，政府と議員がともに情報収集にあたった時期だったと言えよう。この年，ウィンは，カルカッタの非キリスト教徒インド人住民の，大陪審員資格を求める請願を下院に提出した[73]。同請願が，インド治安判事・陪審員法成立という形で実を結ぶまでまだ 3 年以上の月日がかかるが，この請願提出が，後に述べるインド人による植民地都市行政への参加への一歩となった[74]。

V．1830 年のイギリス政界

マルコムは 1828 年 10 月，ボンベイ事件に関する情報を自身の元副官に持たせて本国に送り，その情報は 1829 年 1 月下旬にロンドンに到着した。これに対し，東インド会社役員会議長やインド監督局長官，東インド会社本部職員，マルコム夫人等，様々な人々が 2 月下旬までにマルコムに私信を送った。その内容は，驚くべきことに，おおむねマルコムの行為を賞賛するもので[75]，同年 6 月ごろそれらを受け取ったマルコムは，自身の行動を本国が支持している証拠としてベンティンクにそれらの写しを転送した[76]。

そのうちエレンボロー（インド監督局長官）のマルコム宛書簡がカルカッタの諸メディアに流出し，7 月 7 日，カルカッタのリベラル系英字紙 *Bengal Hurukaru and Courier* に，全ての固有名詞や役職名が匿名の状態で掲載されると[77]，すでに広く知られていたボンベイ事件に関係するものとしてカルカッタで大きな話題となった。ベンティンクはこのリークへの関与を否定したが，エレンボローへの私信のなかで「象の直喩が秀逸すぎて，ヨーロッパに情報が届くのは不可避では」と述べるなど[78]，この情報の拡散を充分妨害しなかった。このエレンボロー書簡の存在は，少なくとも同年 12 月中旬にイギリスの新聞の一部で知られていたようだが[79]，1830 年 1 月 28 日という国会開会直前の時期に *The Times* が原文全体を掲載すると，その後掲載は他紙に広がり[80]，国会におけるエレンボロー追及の火蓋が切って落とされた。

同書簡に関するエレンボロー追及は国会開会直後から上下両院で行われたが，ボンベイ事件に関する政府の調査結果報告などが（少なくとも表向き）あったわけではない。問題とされたのは，インド統治当局者であったエレンボローが，公信の内容と著しく異なる内容の私信でインドの高官に実質的な指示を送るという，議会に対する背信行為や，流出した私信の内容にインドにおける判事の独立を害する表現があったのではないかという点に関してである。下院においてはトーマス・スプリング・ライス[81]，ブルーム，ウィリアム・ハスキソン[82]，ジョセフ・ヒューム，ジョン・ラッセル，マッキントッシュ，ウィン，ダニエル・オコネル[83]，ジェームズ・マクドナルド[84]，ロバート・グラント，スチュワートが，上院においてはデュラム卿[85]やホランド男爵がボンベイ政府やエレンボローに対する批判を行った。

この問題の審議は，簡単には終結せず，翌月初旬にスチュワートが「インド監督局とボンベイ政府との間の，ボンベイ政府によるボンベイ最高裁への介入に関する，1828 年 8・9 月，もしくはそれ以降の書簡」の調査を求める動議を下院に提出した。この動議に対しては，ロバート・グラント，ヒューム，オコネル，ウィンが支持演説を行い，政府側もアシュレー卿[86]が実質的にマルコムを批判する演説を行なったが，結局のところ動議は圧倒的な票差で否決された[87]。上院の審議ではメルヴィル卿[88]が，J・P・グラントがボンベイで展開していた抗議運動を強く批判し，インドにおいて最高裁判事は州知事を批判するべきではないとする演説を行った[89]。

国会におけるボンベイ事件関連の追及は，ほぼ上記のエレンボロー追及に限定された。さらに，そもそもエレンボローとボンベイ事件との関係は比較的希薄だった。1828 年 1 月のウェリントン政権発足時に最初にウィンの後継としてインド監督局長官に就任したのはメルヴィルであり，エレンボローが同地位に着いたのは同年 9 月のことに過ぎなかった[90]。当時，イギリス＝ボンベイ

間の通信は最低でも 3－4 か月かかっていたので，エレンボローが，1828 年 8・10 月の最高裁判事連続死に関し，事前にボンベイと連絡をとることは不可能だった。このような明白な理由から，エレンボローがスケープゴートであることは当時も認識されていたが，国会におけるボンベイ事件に関する追及は，この「見世物」を超えては進まなかったといえる。

この事件が議場外に与えた影響はどうだっただろうか。この事件は，インドの同時代の他の出来事と比べると，一般的なイギリスの日刊紙における露出が多かったといえる。しかし，それでも例えばカルカッタにおける報道と比較すると報道ははるかに少なく，報道された内容も，国会におけるエレンボロー追及や，その追及直前における彼の息子の事故死や[91]，同年の彼の離婚法案の審議などに偏っていた。ボンベイで実際何があったかについて一般的な新聞読者に知る手立てがなかっただけでなく，遠いインドの出来事への関心はやはり限られていたと考えるのが自然であろう[92]。

それでも 1830 年 11 月のウェリントン政権崩壊前の段階で，ボンベイ事件のイギリス政界への影響がまったくなかったということもなさそうである。この時期は，文書偽造罪の刑罰の軽減やインド管区都市における破産法の整備等，ボンベイ事件と関係のある法案や動議の審議が進行したほか，「ボンベイ判事の友」が長年推進してきたカトリック解放が実現し，同様であった議会改革やユダヤ人市民権に関しても審議がある程度進展した。ブルームは 1826 年の鬱から完全に回復し自信にあふれ[93]，他の議員も議会で多くの動議・法案の提出，支持にかかわった。

この時期は，ウィッグ党がその直前までの分裂状態から回復し，自信を取り戻し[94]，またカニング派との提携を探った時期として知られる。その背景のひとつが，カトリック解放後のウェリントン政権の不安定化にあったとしても，「ボンベイ判事の友」が，事件の真相を探り，故人の遺志をいくらか実現させようとし，インドにおけるこの事件の波紋をコントロールしようとし[95]，さらに自身らが長年進めてきた諸改革の実現へと努力する中で，ウィッグ党員やカニング派，さらにカニング派以外のトーリー党員の一部や急進派を含む，超党派の小さなコア・グループを形成したことにもあったのではないだろうか。このコア・グループは，エレンボロー追及等を通じ，ウェリントン政権のスキャンダルを握っていることを議会に周知させたグループでもある。1830 年夏の選挙に向けウィッグ党は，トーリー党右派とリベラル派双方から「反ウェリントン」グループを糾合し権力奪取を試みるが，ブルームもこの時期，活発に活動したことが知られる[96]。

ブルームがウェリントン政権の追い落としに本気になったのは，1830 年 6 月のジョージ四世崩御後のことといわれる[97]。翌月，彼は *The Country without Government* という匿名のパンフレットを執筆したが，その中には，ウェリントン政権の政治的スキャンダルの存在をほのめかしている箇所があるように思われる[98]。少なくともこの時期のブルームの自信の強化に関しては，ボンベイ事件の影響がやはりあったと考えるべきであろう。

Ⅵ. ウェリントン政権崩壊後

1830 年 11 月にウェリントン政権が崩壊し，ウィッグ党のグレイ政権が誕生すると，「ボンベイ判事の友」は，東インド会社特許状改定作業において，明白に影響力を増大させた。これをボンベイ事件の直接的結果とみなすことは短絡的に過ぎるが，彼らの影響力が増大したことは間違いない。まずチャールズ・グラント[99]がインド監督局長に就任し，東インド会社司法・行政組織におけるインド人採用制度改革等において自身の考えを改革にある程度盛り込むことに成功した。また同特許状審議の為，6 分野にわたる委員会が設置されたが，そのうち，司法委員会議長にロバート・グラントが，外交委員会議長にマッキントッシュが就任しただけでなく，歳入委員会議長にはグレンヴィル派のトーマス・フランクランド・ルイスが就任した。

ブルームは，グレイ政権誕生とともに大法官の地位に就任し，また男爵号を得て上院に移ることで，逆に政治家としての影響力を減じさせたといわれている。しかし，この時期に成立する議会改革は，ブルーム自身長年主張してきた改革であり，またインド治安判事・陪審員法案を上院で支持するなど，インド統治改革にも関わった。

この時期には旧マラータ政権の元高官アーウティーの資産の東インド会社による接収の問題やデカン戦勝報奨金問題など，ボンベイ事件と関係の深い比較的扱いの難しい問題が議会で審議された。このような状況を背景にして成立したのが，本論が注目するインド治安判事・陪審員法である。

Ⅶ. インド治安判事・陪審員法

インド治安判事・陪審員法が成立したのは，議会改革法成立から 2 カ月ほど後の 1832 年 8 月 16 日のことである。その数日前の上院の審議においてウェリントンは同法案について「これほど必ず害悪になるとわかりきった法案を見たことがない」と評し，人種差別的な理由から法案に反対した[100]。しかし，この法案成立に向けた流れは，その前年春の総選挙でウィッグ党が地滑り的に勝

利した時点で既に決まっていたと言えよう。同法は「ボンベイ判事の友」が中心となって推進し，主にウィッグ党，カニング派，急進派から支持を得て成立した，党派性のある法だったのである。それを端的にあらわしたのが，1831 年 9 月 1 日の下院における関連審議であった。

同審議においてはまずフォーブスが，管区都市在住非キリスト教徒インド人の大陪審員資格と，インド人の治安判事資格を求めるボンベイ住民の請願を読み上げ，1831 年 3 月に帰国し，その翌月に下院議員に当選していたマルコム，ヒューム，オコネルらが支持演説を行い，さらにチャールズ・グラントがインド監督局長官として改革に前向きな説明を行なった。ここまでは，超党派で同改革に支持があることを印象付ける演出だった。

しかし同審議の後半で，ヒュームによって 1831 年 1 月 25 日付の「ボンベイ島のクリスチャン，ヒンドゥー，パールシー，ムスリム，ユダヤ教徒 4000 名の請願」が，さらにマルコムによって 1830 年 9 月 17 日付「プーナ全主要住民および 2000 名の請願」が読み上げられると，その党派性がより明らかとなった。

ボンベイ住民の請願は，国会におけるエレンボロー追及においてウェリントン政権側が，東インド会社政府の提供する司法のほうが最高裁の司法よりもインド人に「合って」おり，また質も悪くないと主張したことに異議を表明するものだった。さらに，良質で公平な司法や，司法・歳入・財政分野の上級職のインド人への開放，英語教育導入を要求するという，ウィッグ的な統治制度論や，チャールズ・グラントの推進するインド統治改革を支持する立場で書かれていた[101]。

一方，マルコムが読み上げた「プーナ住民の請願」は，たとえ請願内容への住民の支持が真実であったとしても，イギリス人の作文であることは疑いないものであった。その中では，旧マラータ政権の領地貴族層や旧行政官層らで構成される請願者が，内陸にボンベイ最高裁の司法権が拡大すると，自らの「社会的地位や特権が失」われ，「法律家がやってきて資産を食い荒」らし，「コミュニティーが破壊」されると弱気に述べ，さらに J・P・グラントによる人身保護令状発行に対するマルコムの対処を評価すると述べていた[102]。

この二つの請願は様々な経緯により，下院で読み上げられた時点で，ボンベイ住民の請願は請願者のリベラル陣営への所属を，プーナ住民の請願は請願者のマルコム派への所属を表明するかのような形に整えられていた。

エレンボロー書簡の審議からすでに 1 年半が経過し，ボンベイ事件に関する噂も相当程度広まっていたであろう下院は，この二つの請願をどのように聴いただろうか。両方の請願がイギリス政界にとり都合の良いように利用されたのは間違いない。

しかしそれだけでなく，「ボンベイ事件」のイギリスにおける告発に貢献し，上記の請願作成の中心となったボンベイのシェティア層は，翌年成立したインド治安判事・陪審員法を基礎に治安判事に任命されたインド人第一号となった。彼らの請願は，請願者の意図とは別に，1831 年選挙で大勝したリベラル陣営がインド統治においても指導的役割を果たすという「勝利宣言」として利用されたとも言えよう。彼らの参加から始まったボンベイ市の自治制度はその後もリベラル系政治家の後押しを受け，植民地期を通じ，全インドの地方自治制度をリードすることとなった。

Ⅷ．インド人治安判事の就任と都市自治体制度の進展

1834 年 3 月，ボンベイのシェティア層はインド人として初めて治安判事に就任した[103]。これは先述の政治的背景からも自然な展開であったが，州政府がインド人住民の治安判事就任を急いだ背景には，別の要因もあった。

1833 年の東インド会社特許状ではインド統治の中央集権化とイギリスからの管理強化が進められ，それまで独自の徴税・歳出を行うことのできたマドラス州とボンベイ州は財政権を失い，その後，州の歳出項目のほぼすべてにおいて，事前にインド政府の承認を得る義務が課された。両州の官僚にとりこれは非常に不便であったので，以後，インド政府の介入を比較的受けない都市自治体等の地方自治制度の拡充が急速に進められた。このような州官僚の都合と，ボンベイ事件後の政治的勝者であるウィッグ党，カニング派の一部エリート家系の後押しを得て，その後インド西部の地方自治制度が拡充されてゆくことになる。

インド人治安判事の任命後まもなく，ボンベイ州文官は「ボンベイ衛生局（the Board of Conservancy）」設立に向け法案準備に入った。これは，インド人 1 名を含む 3 名以上の治安判事で構成される「衛生局」が，ボンベイ市税の査定，酒屋ライセンスの販売，清掃業者との契約，井戸や貯水池の破壊等の「迷惑行為」の取り締まり，市場の監督等を行うとするものであった[104]。同法案はベンガル官僚の反発にあい[105]，しばらく成立しなかったが，1843 年に当時インド総督だったエレンボローが後押しし，1845 年に，治安判事法廷により選出されるインド人治安判事 3 名を含む 7 名で構成される「衛生局」（任期 3 年）がボンベイ市基金を管理するという形に修正されたうえで成立した[106]。1850 年にはボンベイ市以外に都市自治体制度を広げるボンベイ州都市自治体法が成立したが，この時のボンベイ州知事は，ウィリアム四世の娘婿のフォークランド卿であった。1865 年に

は，数百名のインド人治安判事がボンベイ市の予算審議や市長選出に関わるボンベイ都市自治体法が成立したが，その際のボンベイ州知事は叔父の代からカニング派のH・B・E・フレー[107]であった。こうしてしばらくは，1828 年「ボンベイ事件」の際に作られた人間関係・派閥の枠組みでボンベイ州地方自治制度におけるインド人の参加が限定的ながら進展してゆくことになる。

Ⅸ．結論

本論で扱ったインド治安判事・陪審員法より 2 年前の 1826 年にインド陪審員法が成立したころ，インド人エリートに管区都市の陪審員資格を認めるというこのインド陪審員法は，いまだ「インド在来制度維持派」と「イギリス的政治制度導入派」の双方が受け入れられる折衷案のようにみえた。インド在来の制度であるパンチャーヤト制度維持の文脈で陪審員制度をとらえるマルコムと，陪審員制度を将来的なインド人参政権の基礎としたいと考えるヒュームがともにインド治安判事・陪審員法成立に向け尽力したことは，そのような過去の状況の反映でもあった。

しかし，同法成立と時期を共にして，ヒューム的な主張がインド統治政策において比較的安定的な足場を得ることになる[108]。この背景は本論において十分明らかになったとはいいがたいが，1828 年ボンベイ事件を機に形成された，ボンベイのインド人富裕層と，「ボンベイ判事の友」，ウィッグ党，カニング派の一部エリート家系らとの間で築かれた関係が，その後もインド西部における地方自治制度拡大の鍵となったという点に関しては，ある程度明らかにすることができたのではないかと考える。

本論は，ボンベイ事件の最高裁判事側のイギリス政界人脈（「ボンベイ判事の友」）の，事件後の議会内外における活動を追い，彼らがインド治安判事・陪審員法を積極的に推進したグループであったことを明らかにした。また同事件の告発に努力したボンベイのシェティア層が，同事件を経てそのような議員グループとの関係を深めたことが，同法成立後のインド人治安判事第一号に彼らが任命されたことと関係したと論じ，さらにボンベイ州におけるその後の地方自治制度の発展において同事件関係者やその派閥がかかわったことを指摘した。本論が論じたような形で 1830 年代前半にイギリスのリベラル系政治家と管区都市のインド人住民との関係が形成されたとすれば，19 世紀の多くの期間を通じ，インド人政治運動家や団体がイギリスで活動する際，リベラル系の政治家を頼ったことも理解しやすくなると付記したい[109]。

植民地期インド研究は，公文書中心の調査になることが多く，その際，不可避的に，官僚機構による意思決定に関心が向かいがちである。しかし，インド人参政権のような問題の場合，官僚機構の上部に位置した貴族政治を意識する必要がある[110]。1828 年ボンベイ事件のような特定の事件に関する記憶を含む貴族の家系史や派閥といった要素は，官僚機構においてそれほど重要でなくとも，貴族政治においては重要だったかもしれない。そのような可能性を指摘して，本論の結びとしたい。

注

1．本稿は，2017 年 6 月 27 日に大阪市立大学で開催された研究会「アジアの近現代史と帝国」における報告内容の一部を基礎に執筆したものである。同研究会および草稿段階において多くの有益なご指摘をくださった野村親義先生をはじめ，ご出席者の皆様に謝意を表する。

2．S. R. Mehrotra, *The Emergence of the Indian National Congress*, New York: Barnes & Noble, 1971, p. 270; S. Bose and A. Jalal, *Modern South Asia: History, Culture, Political Economy*, London: Routledge, 1998, p.104; P.Robb, *A History of India*, New York: Palgrave, 2002, p. 153; C. A. Bayly, *Recovering Liberties: Indian Thought in the Age of Liberalism and Empire*, Cambridge: Cambridge University Press, 2012, p. 184.

3．植民地期都市自治体研究は多数存在する。本稿の他注で挙げているものの他，例えば，R. K. Ray, *Urban Roots of Indian Nationalism*, New Delhi: Vikas, 1979; D. E. Haynes, *Rhetoric and Ritual in Colonial India: The Shaping of a Public Culture in Surat City, 1852-1928*, Berkeley: University of California Press, 1991; D. A. Washbrook, *The Emergence of Provincial Politics: The Madras Presidency 1870-1920*, Cambridge: Cambridge University Press, 1976; K. C. Rout, *Local Self-Government in British Orissa 1869-1935*, Delhi: Daya, 1988。

4．大英帝国の公式見解は，イギリスが恩恵的意図をもって，インドの発展段階に合わせ，徐々に民主的諸制度を導入したとする。本論はそのような，イギリスによる一方的で計画的なインド民主化という主張を支持しない。植民地期を通じイギリスはインドに関し一貫して，その植民地としての安定的な保持を最大の課題としてきた。これは，近世・近代イギリスに「植民地不要論」が存在したという，有名な事実にも関わらずである。本論で扱う都市自治体制度をはじめ，植民地期インドにおけるイギリス的地方政治・行政制度の導入は，イギリス国内政治や大英帝国内他植民地における統治制度改革，教育を受けたインド人や在印イギリス人の期待や要求などが複雑に絡み合って生じた歴史的現象であるとするのが適切であろう。またインドの在来諸制度の伝統がインド民主主義体制の発展を支えたことも間違いない。

5．E. Stokes, *The English Utilitarians and India*, Oxford: Clarendon, 1959, ch. 1; C. A. Bayly, *Imperial Meridian: The British Empire and the World 1780-1830*, London: Longman, 1989, ch. 5, pp. 195, 209-11.

6．「ボンベイ事件」が起こった 1828 年は，イギリス議会改革（1832 年）により中産階級の参政権が拡大され，イギリス政治史における「近代」が始まる直前にあたり，「近世末期」，「反動の時代」とも称される時期にあたる。1812 年に成立したトーリー党のリヴァプール政権は 1827 年 4 月までほぼ安定した政権運営を維持し，一方でウィッグ党はアメリカ独立戦争以来の長期的低迷から脱することができず野党であった。

7．Charles Watkins Williams-Wynn（b. 1775; d. 1850）. ジョージ・グレンヴィルを首相として輩出したグレンヴィル家の縁戚。長年イギリス下院議員を務め，1822-8 年にはインド監督局長官を務めた。彼が主に活躍した 1820-30 年代，グレンヴィル家は政治家系として衰退傾向にあったといわれる。

8．Henry Peter Brougham, 1st Baron Brougham and Vaux（b. 1778; d. 1868）. 19 世紀前半イギリスの代表的なウィッグ党政治家で政治的急進派。ジョージ四世の離婚問題においてキャロライン王妃の弁護士を務め名声を博した他，「カトリック解放法」（1828 年）や「議会改革法」（1832 年）等の成立に貢献した。インドに関しても，後述のように，イギリス議会における「ボンベイ事件」追及や，「インド人治安判事・陪審員法」成立（1832 年）に貢献した他，1839 年に初の在英インド代表政治団体として英領インド協会が結成された際，その結成集会の議長を務めた。

9．本論で述べる「カニング派」は，トーリー党有力政治家ジョージ・カニングを中心に形成された政治グループであり，トーリー党内でも自由主義的傾向の強いグループとして知られる。1827 年 8 月にカニングが死去した後は，ウィリアム・ハスキソンがグループを率いた。後述のように，「ボンベイ事件」に巻き込まれたボンベイ最高裁判事 3 名の政治的友人の多くはウィッグ党やカニング派に属する議員であったが，これは 1822-8 年にインド監督局長官を務め，ボンベイ最高裁判事の人選に影響力を有したウィンが自由主義的な人物であったことが影響している。

10．「ボンベイ事件」のより詳細な背景や内容に関しては，別稿で改めて論ずる。

11．“An Act to Amend the Law Relating to the Appointment of Justices of the Peace, and of Juries, in the East-Indies”（2 & 3 Wm. IV, c. 117, 1832 年 8 月 16 日成立）.

12．カルカッタ，マドラス，ボンベイの三都市。

13．Raja Rammohan Roy（b. 1772; d. 1833）. ベンガルの地主・行政官の家系に生まれたロイは，高い知性で知られ，ブラフモ協会等の宗教改革運動の推進者でもあった。1831-3 年にムガル皇帝の大使としてイギリスを訪問し，イギリス人政治家，社会運動家，宗教運動家等と幅広く交流したほか，東インド会社特許状改訂に向けた下院委員会にもトーリー党側の証人として出席した。インド治安判事・陪審員法成立に向けても尽力したことが知られているが，彼が関与したとされる 1828 年のカルカッタ住民の請願（イギリス下院提出は 1829 年）は，大陪審員制度における非キリスト教徒への差別的扱いの是正を求めたものであり，治安判事制度には言及していない。治安判事の地位へのインド人の登用を求めたのは後述のように 1831 年ボンベイ住民の請願（同 1832 年）である。

14．R. P. Masani, *Evolution of Local Self-Government in Bombay*, Oxford: Oxford University Press, 1929; H. Tinker, *Foundations of Local Self-Government in India, Pakistan, and Burma*, New York: Frederick A. Praeger, 1954; C. Dobbin, *Urban Leadership in Western India, Politics and Communities in Bombay City 1840-1885*, Oxford: Oxford University Press, 1972; S. R. Mehrotra, *The Emergence of the Indian National Congress*, New York: Barnes & Noble, 1971.

15．J. C. Masselos, *Towards Nationalism: Group Affiliations and the Politics and Public Associations in Nineteenth Century Western India*, Bombay: Popular, 1974, pp. 17-8.

16．C. J. Hawes, Poor Relations: *The Making of a Eurasian Community in British India, 1773-1833*, Richmond: Curzon, 1996.

17．J. K. Majumdar, *Raja Rammohun Roy and Progressive Movements in India: A Selection from Records*（*1775-1845*）, Calcutta: Art Press, 1941, pp. lxviii-lxxvii; A. K. Sen, *Raja Rammohun Roy: The Representative Man*, Calcutta: Calcutta Text Book Society, 1954, ch. 5; S. C. Crawford, *Ram Mohan Roy: Social, Political, and Religious Reform in 19th Century India*, New York: Paragon, ch. 9.

18．L. Zastoupil, *Rammohun Roy and the Making of Victorian Britain*, New York: Palgrave Macmillan, 2010, pp. 116-8. また C・A・ベイリーは，陪審員資格の憲政上の役割という観点から，1826 年インド陪審員法および 1832 年インド治安判事・陪審員法の植民地期インド政治思想史的意義に注目したが，同法と植民地都市行政との関係は指摘していない（C. A. Bayly, ‘Rammohan Roy and the Advent of Constitutional Liberalism in India, 1800-30,’ in S. Kapila（ed.）, *An Intellectual History for India*, Cambridge: Cambridge University Press, 2010, pp. 27-9）。

19．F. D. Drewitt, *Bombay in the Days of George IV: Memoirs of Sir Edward West*, London: Longmans, 1907.

20．P. B. Vachha, *Famous Judges, Lawyers and Cases of Bombay*, reprint edition, New Delhi: Universal, 2011（1st edition 1962）, ch. XIII; O. P. Bhatnagar, ‘The Case of Moro Raghunath: A Case Illustrating the Conflict between Judiciary and Executive in India in Early Nineteenth Century,’ in Allahabad High Court, *Centenary Celebration 1866-1966*, vol. II, 20/07/2017, <http://www.allahabadhighcourt.in/event/TheCaseofMoroRaghunathOPBhatnagar.pdf>; J. Malcolm, *Malcolm: Soldier, Diplomat, Ideologue of British India*, Edinburgh: John Donald, 2014, ch. 31.

21．H. Inagaki, “The Rule of Law and Emergency in Colonial India: The Conflict between the King’s Court and the Government of Bombay in the 1820s,”（Ph.D. Thesis, King’s College London, 2016）.

22．長尾明日香「植民地体制形成期の管区都市と政治（1）-（3）」（INDAS Working Papers Nos. 14-6, March 2016）。

23．*‘mofussil’* は，管区都市（カルカッタ，マドラス，ボンベイ）以外の地域を指す植民地期の行政用語。同様の地域を指す英語として ‘inland’ が頻繁に用いられたため，本論では「内陸」と訳す。

24．「ボンベイ判事の友」，およびその英訳 ‘Friends of Bombay Judges’ はともに本論の執筆者による造語である。これは，当時のイギリス上流・中流社会において「友（friend）」という概念が重要であったという認識および，「ボンベイ事件」関連の史料やイギリス議会演説において，実際に「友」という表現が頻出することに基づいている。例えば，ボンベイで困難な状況に陥った J・P・グラント判事を助けるために尽力したウィッグ党政治家グループが ‘friends of Sir J. P. Grant’ と表現されているほか，後述のようにロバート・グラントは下院演説において故チャールズ・チャンバース判事が「親しい友人であった」と述べている。

25．Sir James Mackintosh（b. 1765; d. 1832）. フランス革命を擁護しエドマンド・バークに論争を挑んだ青年期の言論活動が有名であるが，1803-11 年にボンベイ登録官裁判所判事として勤めた後は，下院議員としてインド人治安判事・陪審員法成立に尽力するなど，インドに関しても一定の貢献がある。

26．主任判事一名と平判事二名およびスタッフで構成される「最高裁判所（the Supreme Court）」と，主任判事一名とスタッフで構成される「登録官裁判所（the Recorder’s Court）」はともに「王立裁判所（King’s Court）」とも呼ばれた。

27．Sir Edward West（b. 1782; d. 1828）. イングランド出身の判事。父方の家系がグレンヴィル家と縁戚関係にある。オックス

フォード大学のフェローであった 1815 年に出版した匿名のパンフレット *Essay on the Application of Capital to Land* において収穫逓減理論を明らかにし，リカードやマルサスと並び，同理論の（再）発見者の一人として経済学史で知られる（L. Robbins, *A History of Economic Thought: The LSE Lectures*, New Delhi: Oxford University Press, 2001, pp. 177-81）。

28．Mountstuart Elphinstone（b. 1779; d. 1859）．スコットランド貴族第 11 代エルフィンストン男爵の四男で，1796 年以降，東インド会社ベンガル州文官として主に外交部においてキャリアを重ねた。第三次アングロ・マラータ戦争（1818 年）後に領土が拡大したボンベイ州の知事を 1819-27 年に務め，インド西部の植民地支配体制の基礎を作った人物として知られる人物である。ウエスト判事との対立に関しては，エルフィンストンに同情する先行研究もあるが，大英図書館所蔵エルフィンストン文書を見る限りでは，エルフィンストンの側にも問題があったようである。

29．Sir John Malcolm（b. 1769; d. 1833）．スコットランド南部の小作農の家に生まれた彼は，13 歳で東インド会社マドラス州軍に入隊し，20 代のころに出会ったウェルズリ侯爵（インド総督在任 1798-1805 年）とその家族に認められることで，主に外交部で出世した。アーサー・ウェルズリ（後のウェリントン公爵）はウェルズリ侯爵の弟。マルコムは 1827 年 11 月から 1830 年 12 月にかけボンベイ州知事を務めた。

30．Sir Charles Chambers（d. 1829）．ケンブリッジ大学で法学を学んだ判事で，叔父はカルカッタ最高裁初代判事のひとりロバート・チャンバース。

31．ボンベイ最高裁の特別司法権が内陸部に及ぶ可能性が東インド会社のインド支配にとりどの程度深刻な問題であったかについては，当時も現在も意見が分かれる。ベンガル州においては 1774 年のカルカッタ最高裁設立以降，時にインド政府と対立しながらも，カルカッタ最高裁がカルカッタ市外に人身保護令状を発行することが，ほぼ継続的に行われていたからである。ボンベイ州において，ボンベイ最高裁の司法権が内陸部のインド人君主・領主層に及ぶことが問題視された背景として稲垣は，旧マラータ勢力等の政治的影響力がいまだ強かったこと，内陸の治安維持を同階層に依存していたことを指摘している（Inagaki, “The Rule of Law,” pp. 267-9）。

32．Sir John Peter Grant of Rothiemurchus（b. 1774; d. 1848）．スコットランド高地のジェントリ家系出身の法曹で，1812-26 年にウィッグ党の下院議員を務めた。しかし経済的に困窮し，1828 年に高給のボンベイ最高裁判事に就任した。就任の際，家系的には遠いものの，スコットランドのグラント一族の一員である，インド統治の有力者チャールズ・グラント（b. 1783; d. 1866，初代グレネルグ男爵）を頼ったと言われている。「ボンベイ事件」ではボンベイ最高裁判事三名のうち唯一生き残り，州知事に対する抵抗運動を展開しボンベイのシェティア等の共感を得たほか，1830 年終盤にカルカッタに移住し，1848 年まで同地で法廷弁護士，ヒンドゥー・カレッジ法学・政治経済学教授，カルカッタ最高裁判事等を務めた。同姓同名の長男は 1859-62 年にベンガル州知事を務めた。

33．Drewitt, *Bombay*, pp. 315-8.

34．J. Malcolm to J. Melville, 17 April 1829, IOR HM 734, ff. 343-4.

35．Ra. Fa. Vachha, *Mumbai no Bahar*, Mumbai, 1894, p. 87（in Gujarati）.

36．Henry Vassall-Fox, 3rd Baron Holand（b. 1773; d. 1840）．ウィッグ党の主要な上院政治家で，著名政治家チャールズ・ジェームズ・フォックスの甥。

37．‘Sir John Peter Grant,’ *The Asiatic Journal*, June 1831, p. 111.

38．Joseph Hume（b. 1777; d. 1855）．エジンバラ大学で医学を学び，ベンガル州軍の軍医を勤めたのち，帰国して著名な急進派下院議員となった。彼の息子のひとりが，インド国民会議派結成（1885 年）に貢献したアラン・オクタヴィアン・ヒューム。

39．Speech by J. Hume in ‘Administration of Justice in India,’ House of Commons Debate［HCD］, 1 September 1831, *Hansard*, vol. 6, cc961-6.

40．マルコムは公的には処罰されなかったが，非公式的に処罰を受けたという噂が存在した。例えば，マルコムの伝記作家であるJ・W・カイや歴史家のマルコムが，マルコムが完成を心待ちしていた新居の完成当日に死去したことに言及していることはその一部であると考えられる（J. W. Kaye, *The Life and Correspondence of Major-General Sir John Malcolm, G. C. B.*, vol. II, London: Smith, Elder, 1856, p. 611; J. Malcolm, *Malcolm*, p. 483）。

41．Drewitt, *Bombay*, p. 20.

42．Sir Charles Forbes（b. 1774; d. 1849）．アベルディーン大学卒業後，自由商人としてボンベイで主に中国貿易に携わり成功した。

43．Drewitt, *Bombay*, p. 72.

44．Sir Robert Grant（b. 1779; d. 1838）．著名な東インド会社役員で福音派のチャールズ・グラント（b. 1746; d. 1823）の次男。文才，詩才，演説に優れ，ウィッグ党の下院議員を務めたほか，1835-8 年にボンベイ州知事を務めた。初代グレネルグ男爵チャールズ・グラント（b. 1778; d. 1866）の弟。ジョン・ピーター・グラントとは，同じ「スコットランドのグラント一族」の一員であるが，少なくとも近い血縁ではない。

45．‘Supreme Court of Judicature at Bombay,’ HCD, 4 March 1830, *Hansard*, vol. 22, c1301.

46．Lord John Russell（b. 1792; d. 1878）．首相を二期務めた，19 世紀イギリスを代表するウィッグ党政治家の一人。一期目はアイルランド大飢饉の時期と重なる。

47．Lord William Henry Cavendish-Bentinck（b. 1774; d. 1839）．首相経験者である第三代ポートランド公爵の次男。マドラス州知事，半島戦争における従軍等を経た後，1828-35 年にインド総督を務めた。1835 年の教育改革において英語教育重視を決定したことは今日までその影響が議論される。

48．W. C. Bentinck to J. Malcolm, 12 October 1828（copy）, *WBP*, PwJf 1401.

49．W. Bentinck to Ellenborough, 10 November 1830（copy）, *WBP*, PwJf 2594/58.

50．Edward Law, 1st Earl of Ellenborough（b. 1790; d 1871）．青年期にはグレイ伯爵の庇護を受けたが，その後トーリー党に転向し，ウェリントン公の秘書となった。1830 年にはボンベイ事件関連でイギリス議会において厳しい追及を受けたが，その後もインド支配におけるキャリアを重ね，インド監督局長官を計四期務めたほか，インド総督も一期務めた。イギリス国立文書館所蔵の彼の書簡コレクションや政治日誌は，ボンベイ事件の重要な史料である。父親は，ウォーレン・ハスティングスの弾劾裁判においてハスティングスを弁護した初代エレンボロー男爵。

51．この私信は，1829 年 2 月 21 日にエレンボローがマルコムに宛てて執筆したものである。エレンボローは，同年 1 月 2 日には非公式ルートからウエスト判事死去の情報（‘Jan 2,’ *Lord Ellenborough’s Political Journal*［*EPJ*］, vol. 2, PRO 30/4/9/29），同月 28 日には別の情報源からウエスト，チャンバース両判事死去の情報を得たが（‘Jan 28,’ *EPJ*, vol. 3, PRO 30/4/9/29），彼の政治日誌を見る限り，マルコム州知事が州政府参事一

人の殺害をほのめかし，ボンベイ州の他の参事や文官，法官を脅迫しながら虚偽に近い内容の公式文書にサインさせており，結果的にボンベイ州政府が送付してくる情報が強く偏向していたという状況を理解するまでにその後相当な時間がかかったようである。同私信を執筆したころ，エレンボローは問題の中心がボンベイ市外における最高裁司法権の範囲が法律上曖昧であることにあると考え，最高裁司法権の範囲を明確化する立法の検討を急ぐ一方，死去した二判事の後任の選考や，グラント判事の抗議運動を鎮静化させる手段の検討を行っていた。よって同私信の主要な内容は，ボンベイ市外に住む旧マラータ同盟支配階級のインド人対し人身保護令状を発行しようとしたチャンバース判事やグラント判事を止めようとしたと理解されていたマルコムの行動への支持の表明，後任判事の紹介，最高裁司法権に関する立法の検討状況の説明であった。しかしボンベイの状況に関し十分な情報収集をしないまま拙速な対応を行うという，監督官庁の長として不適切な行動であったばかりではなく，グラント判事をどう大人しくさせるかについて雄弁であり，カルカッタやイギリスの新聞に同私信がリークされた際や，1830 年 2・3 月にイギリス議会で私信の内容が追及された際には，その箇所が特に問題とされた。具体的には，ウエスト主任判事の後任としてグラント判事ではなく，より若いデュワー法務総監を就任させることで（グラントの行動を本国政府が支持しないという）公衆に対するメッセージを送ることができると述べているほか，（一般的にはイギリス王が直接行う）デュワー新主任判事への騎士号の授与をマルコムが行うことで，ボンベイ政府の方が最高裁よりも上位にあることが人々の目に明白になると述べている。さらに，よりおとなしい新任判事二名を最高裁判事として就任させることで，グラント判事は（判決における多数決の原理により）なにもできなくなるという趣旨で書かれた，「（グラント判事は）飼いならされた二頭の象に挟まれた野生の象のようなもので，（同じ方向に）連れていかれる」と述べた一文が有名となった（Ellenborough to J. Malcolm, 21 February 1829［copy］, *WBP*, PwJf 1423）。この時期の政治日誌の記述からは，少なくともチャンバース判事の死因に関し，エレンボローがマルコムによる暗殺の可能性を認識していたように見えるが（‘Jan 29,’ *EPJ*, vol. 3, PRO 30/9/4/29），もしそうであれば，マルコムを支持すること自体が問題であったと言えよう。

52．John Stewart（b. 1784; d. 1873）. 1823 年，ウエスト夫妻と同居したのち帰国。1826 年に下院議員となった。

53．Drewitt, *Bombay*, pp. 48-9.

54．*Ibid.*, p. 301.

55．‘Jan 2,’ *EPJ*, vol. 2, PRO 30/4/9/29.

56．Ellenborough to Wellington, 2 January 1829, *EP*, PRO 30/12/12, f. 548.

57．‘Jan 28,’ *EPJ*, vol 3, PRO 30/9/4/29.

58．Bombay Government to Court of Directors, No. 8 of 1828（Political Department）, 20 October 1828, para. 6, IOR L/PS/6/179, f. 24. 人身保護令状騒動は，別稿で取り上げる。

59．例えば歴史家のマルコムは，ボンベイから帰国したマルコムがイギリスで最晩年を下院議員等として過ごした時期について，グレイ政権成立後で世間の関心は議会改革に集中していたと述べている（Malcolm, *Malcolm*, p. 532）。また稲垣は，1833 年の東インド会社特許状改定において最高裁司法権に関する改訂が最大の焦点になり，結果として立法参事会の設置など重要な改革があったとする一方，1830 年 2-3 月イギリス議会両院におけるエレンボロー追求が動議成立のような成果を出せなかったことや，東インド会社委員会における最高裁側の主張が脆弱だったことを指摘し，この事件後のイギリス政界の動きが，基本的に政権や東インド会社側による「最高裁側」の抑え込みだったという印象を持たせる議論を行っている（Inagaki, “The Rule of Law,” pp. 254-5, 279-81）。

60．J. Malcolm to Bentinck, 10 September 1828, *WBP*, PwJf 2748/10; 13 September 1828, *WBP*, PwJf 2748/12; 13 September 1828, *WBP*, PwJf 2748/13.

61．Arthur Wellesley, 1st Duke of Wellington（b. 1769; d. 1852）. アイルランドのプロテスタント貴族ウェルズリ家出身。第二次アングロ・マラータ戦争（1803 年）で南方からデカン高原へ進軍する部隊の総司令官。ワーテルローの会戦（1815 年）でイギリス軍を率いナポレオン戦争に終止符を打った。1828 年 1 月から 1830 年 11 月までトーリー党政治家としてイギリス首相を務めた。

62．Bentinck to J. Malcolm, 12 October 1828, *WBP*, PwJf 1401.

63．‘Bombay Court of Judicature,’ *The Times*, 5 February 1829, p. 2; ‘India,’ *Morning Chronicle*, 5 February 1829, p. 2; ‘Bombay Court of Judicature,’ *London Evening Standard*, 5 February 1829, p. 4. イギリスの新聞で二判事の死が最初に報道されたのは 1 月 28 日ごろだったようである（*London Courier and Evening Gazette*, 28 January 1829, p. 2）。

64．*Norfork Chronicle* は一面トップで掲載した（‘India,’ *The Norfork Chronicle*, 28 February, 1829, p. 1）。

65．James Silk Buckingham（b. 1786; d. 1855）. 貿易活動等に従事した後，1818 年にカルカッタ在留資格を獲得し，同地で新聞 *The Calcutta Journal* の人気編集者となった。しかし 1823 年にインド総督代理ジョン・アダムにより在留資格はく奪および国外追放処分を受け，帰国後，雑誌 *OH* の編集に携わるなどしながら，東インド会社に対し損害賠償等を求め争った。ボンベイ最高裁に関する報道において *OH* は，ボンベイ州知事や同州政府を繰り返し批判し，ウエスト判事を賞賛したが，そのことがボンベイ州政府と最高裁の関係を悪化させる原因の一つとなった。

66．‘East Indies,’ *Morning Chronicle*, 16 February 1828, p. 2.

67．W. A. Hay, *The Whig Revival, 1808-1830*, Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2005, p. 47.

68．Sir Robert Peel（b. 1788; d. 1850）. 19 世紀前半の代表的なトーリー党下院政治家。ウェリントン政権では内務大臣を務めたが，ボンベイ事件の詳しい状況についてはあまり知らなかったようである。1841-6 年にイギリス首相を務めた。

69．G. I. T. Machin は，カトリック解放問題に関する 1829 年 1 月上旬のピールの決意と，同月 15 日のジョージ四世の政府方針への同意を重視している（*The Catholic Question in English Politics 1820 to 1830*, Oxford: Clarendon, 1964, p. 154; ‘Canning, Wellington, and the Catholic Question, 1827-1829,’ *English Historical Review*, vol. 99, no. 390, January 1984, p. 99）。

70．カトリック解放法成立の背景としては，1827 年 7 月にクレア選挙区でカトリック教徒のダニエル・オコネルが当選したことや，内戦の危機を想起させるほど活発なアイルランドの政治運動等が知られる（M. Brock, *The Great Reformation Act*, London: Hutchinson University Library, 1973, pp. 53-4; M. J. Turner, *British Politics in an Age of Reform*, Manchester: Manchester University Press, 1999, pp. 161-3; O. MacDonagh, *O’Connell: The Life of Daniel O’Connell: 1775-1847*, London: Weidenfeld, 1991, pp. 263-4; N. Gash, *Mr. Secretary Peel: The Life of Sir Robert Peel to 1830*, London: Longman, 1985, pp. 527-51）。R・W・デイヴィスが，オコネルの当選からカトリック解放に関するウェリントン政権の方針確定まで 8 カ月近くかかった原因について疑問を呈したことがあるが（R. W. Davis, ‘The Tories, the Whigs, and Catholic Emancipation, 1827-1829,’ *The English Historical Review*, vol. 97, no. 382, January 1982, p. 89），

これに対し G・I・T・メイチンは，ウェリントンが慎重に通常国会開会直前まで待ったためと論じた（Machin, ‘Canning,’ p. 99）。よってボンベイ事件の影響を考慮せずともカトリック解放法成立は十分説明可能であるが，現在の研究段階ではボンベイ事件の影響が皆無であったと言い切るのは時期尚早である。

71．‘Art. II. Collection Complète des Pamphlets Politiques et Opuscules Littéraires de Paul-Louis Courier,’ *The Edinburgh Review*, vol. xlix, March 1829, pp. 34-55.

72．*The Times*, 5 May 1829, p. 1.

73．‘Grand Juries in India,’ 5 June 1829, *Mirror of Parliament*, vol. III, pp. 2061-6.

74．最高裁等の裁判における陪審員資格を管区都市に住むインド人に付与する流れは，もともとカルカッタ在住のユーラシアン（ヨーロッパ人とインド人の間に生まれた人々）・コミュニティーやインド人住民が，ヨーロッパ人にのみ陪審員資格が認められている状況を不服として，請願運動を展開したのが始まりとされる。その結果として 1826 年，管区都市在住キリスト教徒に大陪審員・小陪審員資格を，非キリスト教徒に小陪審員資格を認めるインド陪審員法が，当時のインド監督局長官ウィンの主導で成立した。しかし，キリスト教徒と非キリスト教徒との間の不平等な扱いに対しては当然不満が生まれ，1832 年インド治安判事・陪審員法に向け，新たな請願運動があった（Zastoupil, *Rammohun Roy*, pp. 117-8）。陪審員資格は一見，司法の問題のように見えるが，イギリス史的には市民権，参政権と深く結びついており（C. A. Bayly, *Recovering Liberties: Indian Thought in the Age of Liberalism and Empire*, Cambridge: Cambridge University Press, 2012, p. 61），1820-30 年代のインド人陪審員資格に関する議論も，より広範かつ長期的な植民地支配体制に関する議論と結びついていた。

75．首相やインド統治当局者の一部が「ボンベイ事件」に対し当初このような反応を示した原因は十分解明されていないが，要因の一つは，この時期，インド洋沿岸地域におけるコレラ流行のため英印間の輸送船が頻繁に検疫で足止めされ，インドからの郵便がイギリスに届くのが通常より遅れたことにあったと考えられる。「ボンベイ事件」に関しては，インドから様々な人々がイギリスの友人や知人に書簡で知らせたが，その書簡が届いたのは主に 1829 年 3 月以降だったようである。結果として内閣やインド統治当局の判断は，同年 2 月時点において，エジプト・ルートでマルコムが送った，マルコムに有利な内容の文書に多く依拠していた（Ellenborough to J. P. Grant, 25 January 1830, printed in ‘Appendix VIII’ in *Memoir by the Honorable Sir John Peter Grant, Kt. of the Reasons which Induced him to Resign his Commission*, Bombay, 1830, p. 129［IOR Mss Eur F523/59］参照）。

76．“Extract of a letter from Mr. Astell, Chairman, to Sir John Malcolm dated India House 21st February 1829,” *WBP*, PwJf 1422; Ellenborough to J. Malcolm, 21 February 1829（copy）, *WBP*, PwJf 1423; C. Malcolm to J. Malcolm, 9 February 1829（copy）, *WBP*, PwJf 1425; J. Melville to J. Malcolm, 25 February 1829（copy）, *WBP*, PwJf 1426.

77．‘Mysterious Manifesto,’ *Bengal Hurukaru and Chronicle*, 7 July 1829, p. 2.

78．Bentinck to Ellenborough, 6 July 1829, *WBP*, PwJf 2594/43/1.

79．*Darizes and Wiltshire Gazette*, 17 December 1829, p. 1.

80．*The Times*, 28 January 1830, p. 2; *Morning Chronicle*, 29 January 1830, p. 2; *Morning Post*, 29 January 1830, p. 2; *Evening Mail*, 29 January 1830, p. 2; *Dublin Morning Register*, 29 January 1830, p. 4; ‘Reasons for Indian Judgeships,’ *The Examiner*, 31 January 1830, p. 3; *The Liverpool Mercury*, 5 February 1830, p. 2; *Carlisle Patriot*, 6 February 1830, p. 4, etc.

81．Thomas Spring Rice, 1st Baron Monteagle of Brandon（b. 1790; d. 1866）．ウィッグ党の下院政治家。

82．William Huskisson（b. 1770; d. 1830）．カニング派の下院政治家。政治経済学への造詣が深く，貿易局長時代，同局の自由貿易主義的伝統の形成に貢献したといわれる。カニングの死後，カニング派を率いた。

83．Daniel O’Connell（b. 1775; d. 1847）．19 世紀前半アイルランドにおける民族主義的政治運動の代表的な指導者。1827 年，下院補欠選挙（クレア選挙区）においてカトリック教徒ながら当選し，1828 年カトリック解放法成立等を経てイギリス下院議員となった。「ボンベイ事件」の下院における追及（1830 年）に協力したほか，1839 年に英領インド協会が設立された際には，ブルームやフォーブスらとともに設立集会に出席した。

84．Sir James Macdonald（b. 1784; d. 1832）．ウィッグ党の下院政治家。

85．John Lambton, 1st Earl of Durham（b. 1792; d. 1840）．ウィッグ党の上院政治家。

86．Anthony Ashley-Cooper, Lord Ashley（b. 1801; d. 1885）．トーリー党の下院政治家。

87．‘Supreme Court of Judicature at Bombay,’ HCD, 4 March 1830, *Hansard*, vol. 22, cc1292-304; ‘Bombay Judicature,’ HCD, 8 March 1830, *Ibid.*, vol. 22 c1370-93. 票差は 15 対 106 だった。ジョージ・ベンティンク卿とジョン・カム・ホブハウスがこの動議に賛成票を投じた。ジョージ・ベンティンクはインド総督ウィリアム・ベンティンクの甥。ホブハウスは，当時ウェストミンスター選挙区の代議士で代表的な急進派。後者は 1835-41 年および 1846-52 年にインド監督局長を務めた。

88．Robert Dundas, 2nd Viscount Melville（b. 1771; d. 1851）．スコットランドのトーリー党貴族ダンダス家は，18 世紀後半に初代メルヴィル伯爵ヘンリー・ダンダスがインド統治に強い影響力を有した。1806 年にヘンリーが弾劾されて以来，影響力が減退したものの，本論の期間においてもロバート・ダンダスやジェームズ・コスモ・メルヴィル等，インド統治関係者を輩出した。

89．‘Bombay Judicature,’ HCD, 8 March 1830, vol. 22, c1393. 1833 年特許状では，最高裁司法権の範囲を決定する権限がインド総督に与えられ，インド総督の下の立法参事会が制定した法が無条件で最高裁でも施行されるようになるなど，インドにおける行政と司法との間の上下関係が明確に規定された（“Memoranda on the Government of India Act,” *WBP*, PwJf 2716/2）。

90．A. H. Imlah, *Lord Ellenborough: A Biography of Edward Law, Earl of Ellenborough, Governor-General of India*, Cambridge［MS］: Harvard University Press, 1939, p. 33.

91．実子でなかったともいわれるが，不明である。

92．ただし，W・A・ヘイが論じたように（Hay, *The Whig Revival*），ブルームは地方で請願活動を喚起し，議会に政治圧力をかける手法に長けており，「ボンベイ事件」も何らかの形で議会外の政治活動に影響を与えた可能性がある。例えば，*The Liverpool Mercury* はエレンボロー書簡を掲載すると同時に，東インド会社独占貿易廃止を求める請願運動の必要性を訴えている（*The Liverpool Mercury*, 5 February 1830, p. 2）。

93．Holland to C. Fox, 3 March 1830, quoted in ‘Brougham, Henry Peter［1778-1868］’ in D. R. Fisher（ed.）, *The History of Parliament: The House of Commons*, 03/08/2017, <http://www.historyofparliamentonline.org/volume/1820-1832/member/brougham-henry-1778-1868>.

94．W・A・スペック著，月森佐知・水戸尚子訳『イギリスの歴史』(東京：創土社 2004 年，p. 105); A. Mitchell, *The Whigs in Opposition 1815-1830*, Oxford: Clarendon, 1967, p. 216. Hay, *The Whig Revival*, pp. 161-70 も参照。

95．「ボンベイ事件」はカルカッタの新聞で繰り返し大きく報道され，そのような情報にアクセスできる，イギリス人と比較的関係の深いインド人の間で，イギリス政治に対する関心を高め，彼らの政治運動を活発化させた。東インド会社によるインド統治は根本的に軍事支配であったため，このような一部インド人の政治運動の活発化は，イギリス政界において一般的に危険視された。「ボンベイ判事の友」はこの時期，ボンベイとカルカッタにおけるインド人の政治運動を自らの力として活用したが，インド人の「過剰な」政治化を警戒するという点においては，当時のイギリス政界全体と意見を共にしていたと考えられる。彼らの活動には，ボンベイやカルカッタにおけるボンベイ事件の政治的影響を過熱させないための配慮がみられる。

96．また，「ボンベイ事件」の内容が，専制的国家権力による司法への暴力という点において，ウィッグ主義者の伝統的な問題関心と合致したことも，ウィッグ党に有利に働いた可能性がある。

97．G. T. Garratt, *Lord Brougham*, London: Macmillan, 1935, p. 214.

98．*The Country without a Government; or a Plain Questions upon the Unhappy State of the President Administration*, second edition, London: James Ridgway, 1830, pp. 9-10. この箇所においてブルームは，大砲を撃つ準備ははるか前からできていたが，これまで意図的に的を外していたと述べている。

99．Charles Grant, 1st Baron Glenelg (b. 1778; d 1866). 著名な東インド会社役員で福音派だったチャールズ・グラント（b. 1746; d. 1823）の長男で，ロバート・グラントの兄。J・P・グラントのボンベイ最高裁判事就任を手助けしたといわれるが，同判事とは近い血縁関係にはない。

100. 'Juries（India）Bill,' HLD, 13 August 1832, *Hansard*, vol. 14, cc1355-6. ただし，この演説だけをもって，ウェリントンがこの時代のイギリス人として特に人種差別的であったと結論づけるべきではない。

101. 上記ボンベイ住民の請願の内容は，当時のイギリス政界における需要にある程度対応していたが，請願前後のボンベイ住民の主張との整合性も考慮し，やはり請願住民の作と考えるべきである。下院でヒュームが読み上げた請願（1831 年 1 月 25 日付）の三日後に作成された，ほぼ同内容の請願がエレンボロー文書に残されている（H. Bomanjee, et. al. to Ellenborough, 28 January 1831, *EP*, PRO 30/12/20/7)。

102. 'Administration of Justice in India,' HCD, 1 September 1831, *Hansard*, vol. 6, cc956-76.

103. From H. Roper, Bombay Judicial Consultations, 19 March 1834, no. 48, IOR P/400/73. 最初に指名されたのは，Dadabhai Pesatanaji, Md. Ibrahim Mukba, Jagananath Shankarsheth, Dhakaji Dadaji, Md. Ali Roghay, Navarozaji Jamashedaji, Faranmaji Kavasaji Banaji, Banmanaji Horamazaji Wadia, Jamashedaji Jijibhai, Kharashedaji Kavasaji Banaji, Kharashedaji Aradesar Dadi, Horamazaji Bhikhaji Chinai, Kharashedaji Rusatamaji. マドラスでは 1834 年 11 月に，カルカッタでは 1835 年 3 月に，インド人治安判事が任命された（'Memorial from the Native Inhabitants of Madras to Government, dated 20th December, 1837,' in *The Board's Collections* [*BC*], 78128, IOR F/4/1849; 'Minute by the Governor General,' 17 March 1835, *BC*, 69358, IOR F/4/1720)。

104. From J. Warden, 29 January 1835, Bombay Judicial Consultations, 11 March 1835, nos. 122-3, IOR P/401/10.

105. 'Minute by T. B. Macaulay,' 28 April 1835, *BC*, 63501, IOR F/4/1555.

106. 'Act XI of 1845,' India. Legislative Consultations, 24 May 1845, no. 17, IOR P/207/35; 'Minute by Governor General,' 27 August 1843, India. Legislative Consultations, 13 January 1844, no. 11, IOR P/207/31.

107. Sir Henry Bartle Edward Frere (b. 1815; d. 1884). ボンベイ州文官。サタラ県やシンド地方における地方自治制度の普及に努め，1865 年にはボンベイ州知事としてボンベイ都市自治体設立に尽力した。叔父は，ジョージ・カニングの友人で外務副大臣を務めたジョン・フーカム・フレー。本人も，1859-62 年にジョージ・カニングの息子チャールズ（インド総督在任 1856-62 年）の下でインド政府参事を務めた。

108. 陪審員制度や治安判事制度をインド人による限定的な政治参加の基礎とするという，ヒュームを含む 19 世紀前半の一部イギリス人議員，植民地官僚等の議論を，（少なくとも現在の研究段階において）最終的に「民主主義」を導入するための議論と結論付けることは危険である。インド人エリート層を植民地政府が陪審員や治安判事として指名し，地方行政への参加を認めるという形態は，古代ローマ帝国におけるローマ市民権から着想を得ているとも考えられるからである。この観点に立つならば，政府指名のインド人エリート層が州政府参事や治安判事として地方行政に参加するという形態が，1870 年代に，納税者（ratepayers）による投票で代議士が選出される形態に移行したことは，注目すべき出来事である。この移行において，インド人を含む住民運動が大きな要因となったことが知られている（J. Masselos, *Towards Nationalism: Group Affiliations and the Politics of Public Associations in Nineteenth Century Western India*, Bombay: Popular, 1974, pp. 143-6)。

109. イギリス政界でインドの利益を代弁する最初の団体として英領インド協会がブルームを議長として 1839 年に結成された際，ボンベイのシェティア層やカルカッタの地主協会が協力を表明した。1880 年イギリス総選挙においては，カルカッタ・インド協会やプーナ公共協会が自由党を支援した。また，1892 年にダーダーバーイー・ナウローズジーがインド人初のイギリス下院議員となったのも自由党からである(Masselos, *Towards Nationalism*, p. 17; Mehrotra, *The Emergence*, p. 296)。Bayly, *Recovering Liberties* も参照。

110. P・J・ケイン，A・G・ホプキンズ著，竹内幸雄・秋田茂訳『ジェントルマン資本主義の帝国Ⅰ』(名古屋：名古屋大学出版会，1997 年）参照。

Beginnings of Indian Participation in Colonial Urban Administration in the Age of the Great Reform Act (1832)

Asuka NAGAO

The Indian Justice of the Peace and Juries Act (1832) permitted colonial governments for the first time to appoint Indian residents of presidency towns as justices of the peace, to whom statutes had assigned various tasks of urban administration. Though this legislation marked an initial step towards what was later officially proclaimed as the colonial project for the gradual introduction of 'free' governmental institutions to India, its background has not been very clear. This paper points out that most of the British MPs who had been instrumental in this enactment were connected to judges of the Bombay Supreme Court in 1828, when two of the judges had suddenly died and the local governor had been deeply suspected of involvement in their demises. By analysing the political activities of such MPs ('Friends of Bombay Judges [FBJs]'), we argue that this incident might have worked favourably for FBJs -most of whom were Whigs and Canningites and supporters of Catholic Emancipation and Parliamentary Reform- because of the fact that the Bombay governor had been a known protégé of the contemporary prime minister. Having received news of the incident by January 1829, FBJs were active not only in realising some of the wishes of the late judges and in adopting certain measures associated with the incident but also in submitting to the House of Commons petitions of Indian residents of Bombay, who had contributed to make the incident an issue in Britain, and those of their counterparts in Calcutta, who had been interested in the way the British were to treat the incident. One of the FBJs, Henry Brougham, appears to have alluded to the incident in one of his anonymous pamphlets in order to shake the government. Bombay *shetias*, who had spontaneously carried on various political movements to express their protest against the incident, forged ties with FBJs. Partly as a result of such a connection, Bombay *shetias* were appointed as the first Indian justices of the peace in 1834.

Keywords：Local Self-government in India, Bombay Municipal Corporation, Shetias, Parliamentary Reform (1832), Henry Brougham